7.2 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策

(1) 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

瀬戸内海の環境保全対策については、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく各種の施策を講じており、その概要は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

（瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和 48.10. 2 公布、48.11. 2 施行）
瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和 53. 6.13 公布、54. 6.12 施行）
瀬戸内海環境保全特別措置法　最新改正（令和３．６．９公布、４．４．１施行））

○瀬戸内海は、古来よりすぐれた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であるという恵まれた自然条件を有している。しかし、その周辺に産業や人口が集中した昭和 40 年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景に、水質保全対策等を強力に推進することが要請された。このため、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに、平成 27 年の改正では、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされ、令和４年の改正では、気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正、栄養塩類管理制度の創設がなされた。

(1) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（法第 3～4 条）

政府は瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定し、関係府県知事は第二条の二の基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき府県計画を定めることとされている。これまで、昭和 53 年に基本計画が策定され、平成 27 年に変更された。また、昭和 56 年に定められた府県計画は、平成 28 年に変更されている。

(2) 特定施設の設置及び変更の許可制度（法第 5～10 条）

特定施設を設置しようとする者は、府県知事又は政令市長の許可を受けなければならないこととされている。

(3) 指定物質に係る削減指導（法 12 条の 3）

富栄養化による生活環境に被害を生じるおそれがあるものとして政令で定める物質について、汚濁負荷の削減を図っている。

(4) 生物多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理（法 12 条の 6～12）

栄養塩類管理制度を創設し、関係府県知事が策定する計画（栄養塩類管理計画）に基づき、特定の海域への栄養塩類供給を可能としている。

(5) 自然海浜保全対策（法第 12 条の 13，14）

府県が条例に基づき自然海浜保全地区を指定することとされている。（平成 29 年 12 月末現在 91 地区）

(6) 埋立てについての特別の配慮（法 13 条）

公有水面の埋立ての免許について、府県知事は、第 2 条の 2 第 1 項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならないものとされている。

(7) その他

①下水道及び廃棄物の処理施設の整備等（法第 14 条）
②海難等による油の排出の防止等（法第 17 条）
③環境保全技術開発等の促進（法第 18 条）
④赤潮等による漁業被害者の救済（法第 19 条）

注）瀬戸内海関係府県：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県（2 府 11 県）

7 瀬戸内海の環境保全対策

「瀬戸内海環境保全基本計画」の概要

○根拠法令　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

（法律条文）　第 3 条　政府は、前条の基本理念にのつとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

○基本計画

昭和53．4．21閣議決定、	同年 5．1 総理府告示第 11 号
平成６．７．５一部変更閣議決定、	同年 7．15 総理府告示第 24 号
平成12．12．19全部変更閣議決定、	同年 12．27 総理府告示第 71 号
平成27．２．27全部変更閣議決定、	同年 3．16 環境省告示第 30 号
令和４．２．25 閣議決定・公表	

計画の性格：この計画は、国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。

計画の期間：この計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定時から概ね５年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

Ⅰ．計画の目標

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応
4 気候変動等への対応

Ⅱ．基本的な施策

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
(2) 下水道等の整備の促進等
(3) 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
(4) 油等による汚染の防止
(5) 栄養塩類の管理等
(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
(1) 自然海浜等の保全等
(2) 海砂利の採取の抑制
(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
(4) エコツーリズム等の推進
(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
(6) 島しょ部の環境の保全

3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
(1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
(2) プラスチックごみ対策の推進
(3) 循環経済への移行

4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
(1) 監視測定の充実、調査研究等の推進
(2) 技術開発の促進等
(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価

5 基盤的施策の着実な実施
(1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
(2) 情報提供、広報の充実
(3) 環境教育・環境学習の推進
(4) 国内外の閉鎖性海域との連携
(5) 国の援助措置

Ⅲ．計画の点検

・水質及び底質の状態を示す項目、水温等のほか、指標等を用いた状況の把握
・具体的な事業や取組事例の把握や、そのアウトカムまでも含めたベストプラクティスの共有

(2) 府県計画の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第４条の規定により、瀬戸内海関係 13 府県知事は、昭和 53 年４月に策定された瀬戸内海環境保全基本計画（令和４年２月変更）に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について昭和 56 年７月に府県計画を策定した。

その後、昭和 62 年 12 月、平成４年６月、平成９年９月、平成 14 年７月、平成 20 年５月及び平成 28 年に一部変更された。

瀬戸内海関係 13 府県それぞれの瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数と全市町村に対する割合は、表 7－2(1)のとおりである。また、湾・灘別の環境保全特別措置法対象市町村数は表 7－2(2)のとおりである。

表 7－2（1）瀬戸内海関係 13 府県の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

府県名	全市町村数 (A)	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数				全市町村に対する割合 (B/A)
		市	町	村	計 (B)	
京都府	26	10	7	1	18	69%
大阪府	43	33	9	1	43	100%
兵庫県	41	27	10	0	37	90%
奈良県	39	12	15	6	33	85%
和歌山県	30	6	9	0	15	50%
岡山県	27	15	10	2	27	100%
広島県	23	13	9	0	22	96%
山口県	19	12	5	0	17	89%
徳島県	24	8	13	1	22	92%
香川県	17	8	9	0	17	100%
愛媛県	20	11	6	0	17	85%
福岡県	60	3	6	1	10	17%
大分県	18	14	3	1	18	100%
計	387	172	111	13	296	76%

出典：各府県調べ（令和５年 12 月現在）

表 7－2（2）湾・灘別の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

湾・灘名	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数			
	市	町	村	計
紀伊水道	22	26	5	53
大阪湾	68	30	4	102
播磨灘	35	21	2	58
備讃瀬戸	18	12	0	30
備後灘	6	2	0	8
燧灘	10	2	0	12
安芸灘	4	1	0	5
広島湾	11	8	0	19
伊予灘	16	8	0	24
周防灘	23	10	2	35
豊後水道	6	2	0	8
響灘	2	0	0	2
計	221	122	13	356

注）湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第１項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典：各府県調べ（令和５年12月現在）

(3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係 13 府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第５条及び第８条の規定に基づき特定施設の設置等について許可制が採られており、表 7－3 にあるように令和３年度は設置の許可 231 件、変更の許可 406 件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表 7－4 に、排出水量の規模別内訳を表 7－5 に示す。

表 7－3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数

（令和3年度）

府県 政令市	第５条 第１項 の許可	第８条 第１項 の許可	第11条の措置命令			第７条 第２項 の届出	第８条 第４項 の届出	第９条 の届出	第10条 第３項 の届出
			第５条 に係る もの	第８条 に係る もの	計				
京都府	4	9					1	12	
大阪府	8	16						28	1
兵庫県	15	38					11	77	2
奈良県	2	2						1	
和歌山県	5	5						5	
岡山県	21	15					3	49	
広島県	13	18					4	49	2
山口県	12	43					2	46	4
徳島県	15	20						28	4
香川県	25	30					4	50	3
愛媛県	11	29						30	3
福岡県	3	7						12	2
大分県	12	6						26	6
府県計	146	238					25	413	27
京都市	1							1	1
大阪市	1	5						2	
堺市	6	8						17	1
豊中市									
吹田市		1						1	1
高槻市	2	4						6	1
枚方市	3	3						5	
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
神戸市	2	9						11	1
姫路市	7	9						22	
尼崎市	2	6					3	6	
明石市	1	8					1	11	1
西宮市	1							5	
奈良市								3	
和歌山市	6	9						7	
岡山市	4	7					1	23	2
倉敷市	12	28					2	48	1
広島市	3	5						6	
呉市	1	4						8	
福山市	6	5						8	2
下関市	2	6						15	
徳島市	4	12						13	1
高松市	2	2						7	
松山市	3	6						16	
北九州市	3	17						18	
大分市	13	14						21	
政令市計	85	168					7	280	12
合計	231	406					32	693	39

注）1. 第５条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。
2. 第８条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。
3. 第７条第２項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。
4. 第８条第４項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。
5. 第９条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。
6. 第10条第３項の届出とは、「承継」の届出である。

出典：「令和３年度　水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和５年３月）

表 7－4 特定事業場の府県別規模別内訳

（令和４年３月末現在）

府県＼規模別	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場				
	特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場			内訳			
	総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場（地下浸透分）	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場（地下浸透分）	⑤第５条第３項有害物質使用特定事業場	総数	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	総数	①平均排水量50m³/日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	③平均排水量50m³/日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場
京都	3,668	212	16	3,455	156	1	49	3	91	78	18	13	2
大阪	1,567	85		1,411	164	71	74	9	150	135	14	15	1
兵庫	6,877	503	93	6,372	429	2	72	7	263	237	57	26	6
奈良	2,814	211	8	2,603	134		13		220	212	19	8	2
和歌山	2,934	310	12	2,624	78		18	1	71	67	10	4	
岡山	2,718	150		2,554	101	14	41	2	194	180	35	14	1
広島	3,666	288	5	3,378	97		29	9	185	160	21	25	5
山口	3,359	204	5	3,106	92	49	68	7	223	223	69		
徳島	3,504	113		3,384	36	7	25	4	168	154	20	14	
香川	2,329	104		2,217	54	8	31	2	171	149	12	22	1
愛媛	3,303	156		3,135	52	12	35	6	191	183	32	8	
福岡	2,748	605	45	3,087	71	56	54	5	45	37	3	8	1
大分	4,213	212	2	4,001	46		16	2	160	154	6	6	1
府県計	43,700	3,153	186	41,327	1,510	220	525	57	2,132	1,969	316	163	20
京都	952	7		820	69	125	25	4	18	16	2	2	
大阪	671	12		61	32	598	76	20	12	12	6		
堺	295	16		252	60	27	44	9	56	55	21	1	
岸和田	195	8		179	37	8	6	1					
豊中	87	2		68	22	17	10	1					
吹田	84	2		55	11	27	10	1	7	6		1	
高槻	111	1		103	17	7	5		6	5	2	1	
枚方	249	35	13	213	25	1	5		12	12	4		
茨木	119	1		109	41	9	4						
八尾	262	4		236	50	22	5	3	2	2	1		
寝屋川	128	1		118	20	9	2	1	1	1			
東大阪	166	2		86	9	78	7	2	6	6			
神戸	894	38		809	207	47	53	8	47	45	11	2	
姫路	335	35		288	22	12	21	3	55	50	10	5	1
尼崎	117	5		56	8	56	36	6	18	16	9	2	2
明石	50	7		35		8	8		14	14	3		
西宮	154	3		151	31		4	2	10	8	1	2	1
加古川	213	9		202	17	2	10	1					
宝塚	110			110	3		1						
奈良	297	15		278	16	4	2		24	21	2	3	
和歌山	728	60	4	656	30	12	14	3	73	69	8	4	
岡山	928	50		858	43	20	22	4	76	70	13	6	
倉敷	587	16		568	38	3	27	2	96	92	27	4	
広島	963	30		895	58	38	32		33	29	7	4	
呉	580	27		551	36	2	2		13	12	3	1	1
福山	683	23		654	61	6	12	1	45	38	6	7	
下関	588	24		564	3		6		37	35	13	2	
徳島	673	59		607	14	7	8		49	46	8	3	1
高松	1,044	26		1,007	45	11	9		39	34	5	5	1
松山	622	25		587	36	10	5		65	61	8	4	1
北九州	256	8		155	16	93	58	7	49	49	24		
大分	885	45		835	44	5	21	1	50	48	17	2	1
政令市計	14,026	596	17	12,166	1,121	1,264	550	80	913	852	211	61	9
合計	57,726	3,749	203	53,493	2,631	1,484	1,075	137	3,045	2,821	527	224	29

注）有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

出典：「令和３年度　水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和５年３月）

表 7−5 特定事業場の排出水量規模別内訳

区分		全特定事業場数	排水量規模 ①1日当たりの平均排水量50㎥以上の事業場数	排水量規模 ②うち有害物質使用特定事業場	排水量規模 ③1日当たりの平均排水量50㎥未満の事業場数	排水量規模 ④うち有害物質使用特定事業場	水質汚濁防止法第5条第3項（②、④以外の有害物質使用特定事業場）	有害物質貯蔵指定事業場（うち有害物質貯蔵指定施設のみ）
令和4年3月末現在(A)		256,209 (5)	30,018	3,472 (2)	222,316	10,193 (3)	3,875	3,962 (456)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	253,164 (5)	27,197	2,945 (2)	222,092	10,164 (3)	3,875	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,045	2,821	527	224	29		
令和3年3月末現在(B)		257,806 (5)	30,551	3,642 (2)	223,444	10,503 (3)	3,811	3,873 (444)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	254,658 (5)	27,627	3,105 (2)	223,220	10,475 (3)	3,811	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,148	2,924	537	224	28		
対前年比(A/B)		(99%)	(98%)	(95%)	(99%)	(97%)	(102%)	(102%)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	(99%)	(98%)	(95%)	(99%)	(97%)	(102%)	
	瀬戸内海法上の特定事業場	(97%)	(96%)	(98%)	(100%)	(104%)		

注）1. 水質汚濁防止法上の特定事業場数は全国を対象としている。
2. （ %）内の数値は全特定事業場に対する構成比である。
3. 数字下の（ ）内の数値は特定地下浸透水の浸透に係わるもので内数である。
4. 水質汚濁防止法第５条３項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年６月から新たに規制対象に追加。
5. 有害物質貯蔵指定施設のみの事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

出典：「令和３年度　水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和５年３月）

(4) 発生負荷量の推移

瀬戸内海における化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の発生負荷量は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制が導入された昭和 54 年度以降減少している。

瀬戸内海におけるＣＯＤ発生負荷量の推移を図 7－5 に示す。

また、全りんについては昭和 54 年から、全窒素については平成８年から削減指導が行われ、平成 13 年から水質汚濁防止法に基づく総量削減が導入されている。窒素及びりんの発生負荷量の推移を図 7－6、7－7 に示す。

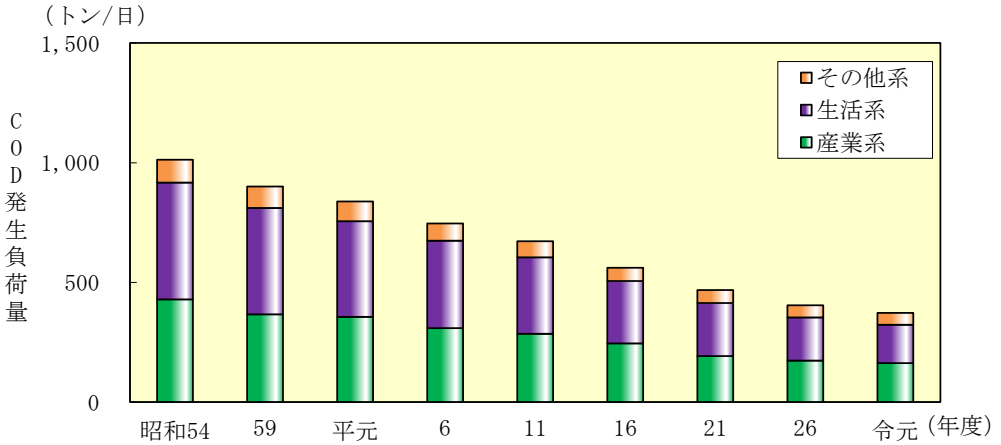

出典： 発生負荷量等算定調査（環境省）をもとに作成

図 7－5 瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移

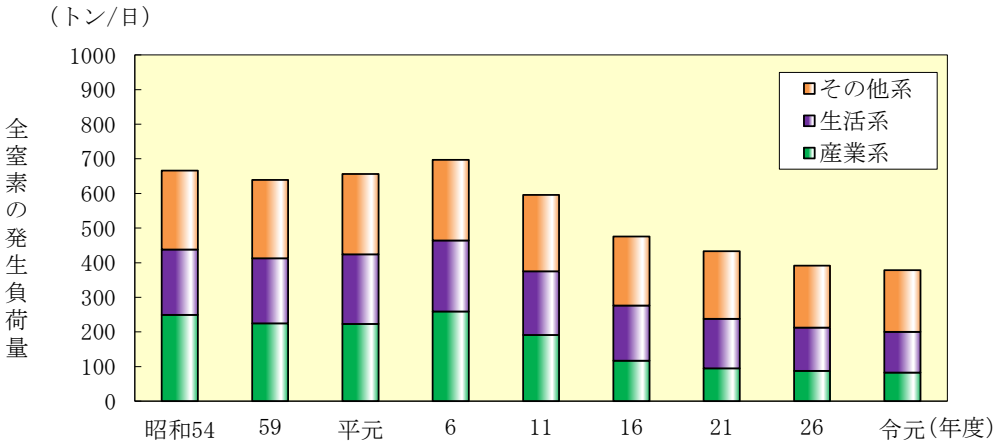

出典： 発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図 7－6 瀬戸内海における全窒素発生負荷量の推移

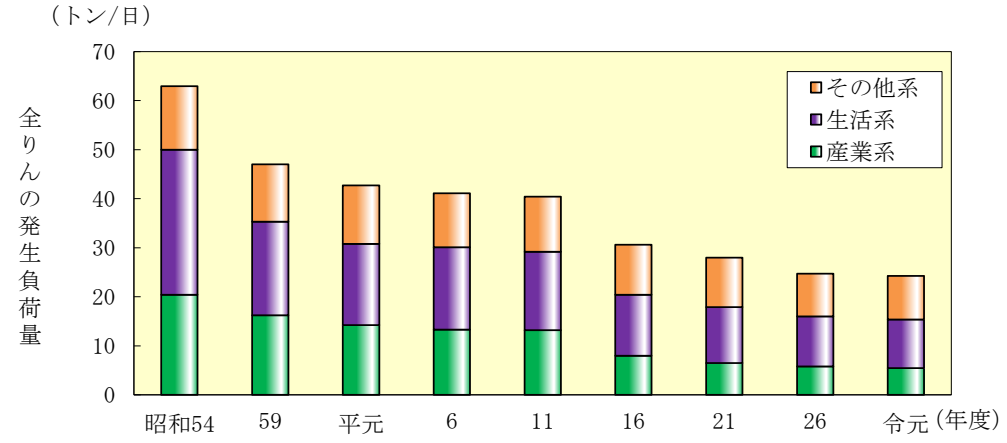

出典： 発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図 7－7 瀬戸内海における全りん発生負荷量の推移

(5) 自然海浜保全地区制度

瀬戸内海においては、各種の開発等により自然海浜が著しく減少したことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが重要な課題である。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の７によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

① 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。

② 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

に該当する区域について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。

自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

これを受けて関係府県のうち11府県において条例が制定され、令和５年12月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定されている。保全地区の位置を図7－8に示す。

表 7－6 自然海浜保全地区内における行為の届出・通知件数（行為の種類別）

府県名	行為の種類						備考
	工作物の新築	土地の形の変更	鉱物の掘採	土石の採取	その他	計	
大阪	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
兵庫	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
和歌山	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
岡山	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
広島	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
山口	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
徳島	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
香川	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
愛媛	0	0	0	0	1	1	勧告・助言なし
福岡	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
大分	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
計	0	0	0	0	1	1	

注）令和５年1月～令和４年12月末まで
出典：環境省調べ

我が国における海洋保護区の設定のあり方 （第８回総合海洋政策本部会合了承）

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成20年３月閣議決定）においても、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」こととされている。我が国の海洋保護区は「生物多様性保全戦略」において以下のとおり定義されている。

『海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域』

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区についても我が国における海洋保護区の一つとして整理されている。

表 7−7 自然海浜保全地区の指定状況

事項＼府県名	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県
条例名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全条例	山口県自然海浜保全地区条例
公布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日
施行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日
指定年月日及び地区名	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安乎 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北木島楠 ・北木島西の浦 ・西脇 ・宝伝 ・鉾島 昭和58年3月22日 ・沙美東 ・前泊 昭和59年3月27日 ・唐琴の浦	昭和55年8月1日 ・阿多田島長浦 ・佐木大野浦 ・七浦 昭和56年3月31日 ・干汐 ・大串 昭和56年9月22日 ・長浜 ・横山 昭和57年3月31日 ・大柿長浜 ・梶ノ鼻 ・高根 昭和58年3月31日 ・百島 ・大附 ・中小島 ・箱崎 ・グイビ 昭和59年3月31日 ・柄鎌瀬戸 昭和62年3月31日 ・恋が浜 平成2年3月31日 ・大浦崎 平成3年3月31日 ・須之浦	昭和58年3月15日 ・長浦 ・白浜 ・安岡 昭和58年7月5日 ・室津 ・小串 ・ならび松 ・犬嶋 昭和60年3月29日 ・刈尾
計	2	3	—	8	19	8

事項＼府県名	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県
条例名	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例
公布	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日
施行	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日
指定年月日及び地区名	地区指定なし	昭和57年1月21日 ・小浦 ・鎌野 ・高尻 昭和57年10月1日 ・竹居 昭和58年3月29日 ・大浜 ・鴨ノ越 昭和59年3月30日 ・小浜 ・古江 ・遠手浜 昭和59年11月13日 ・小部 ・鹿島 ・甲崎東 昭和60年5月28日 ・田井 ・千軒 昭和61年3月28日 ・仁老浜 昭和61年10月31日 ・松尾 平成元年3月31日 ・青木 平成2年3月20日 ・名部戸 平成2年11月6日 ・尾子 ・柚ヶ浜 平成4年3月27日 ・羽立 平成4年12月4日 ・室浜 平成5年11月24日 ・吉野崎	昭和56年4月14日 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机須賀の森海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 昭和57年6月8日 ・盛五反田海岸 ・宗方海岸 ・肥海篠浜潮干狩場 ・高野川海岸 ・横ハエ海岸 ・田の浜海岸 昭和58年4月26日 ・余木崎海岸 ・戸坂海岸 ・出走海岸 ・灘町海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・宮之串海岸 ・岩松川河口 ・元越海岸 昭和59年8月7日 ・沖浦海岸 ・塩成海岸	昭和57年3月6日 ・喜多久 ・三毛門 昭和62年12月24日 ・松江浦	昭和57年8月3日 ・富来浦 ・中越
計	—	23	23	3	2

出典：環境省調べ（令和５年 12 月末現在）

7 瀬戸内海の環境保全対策

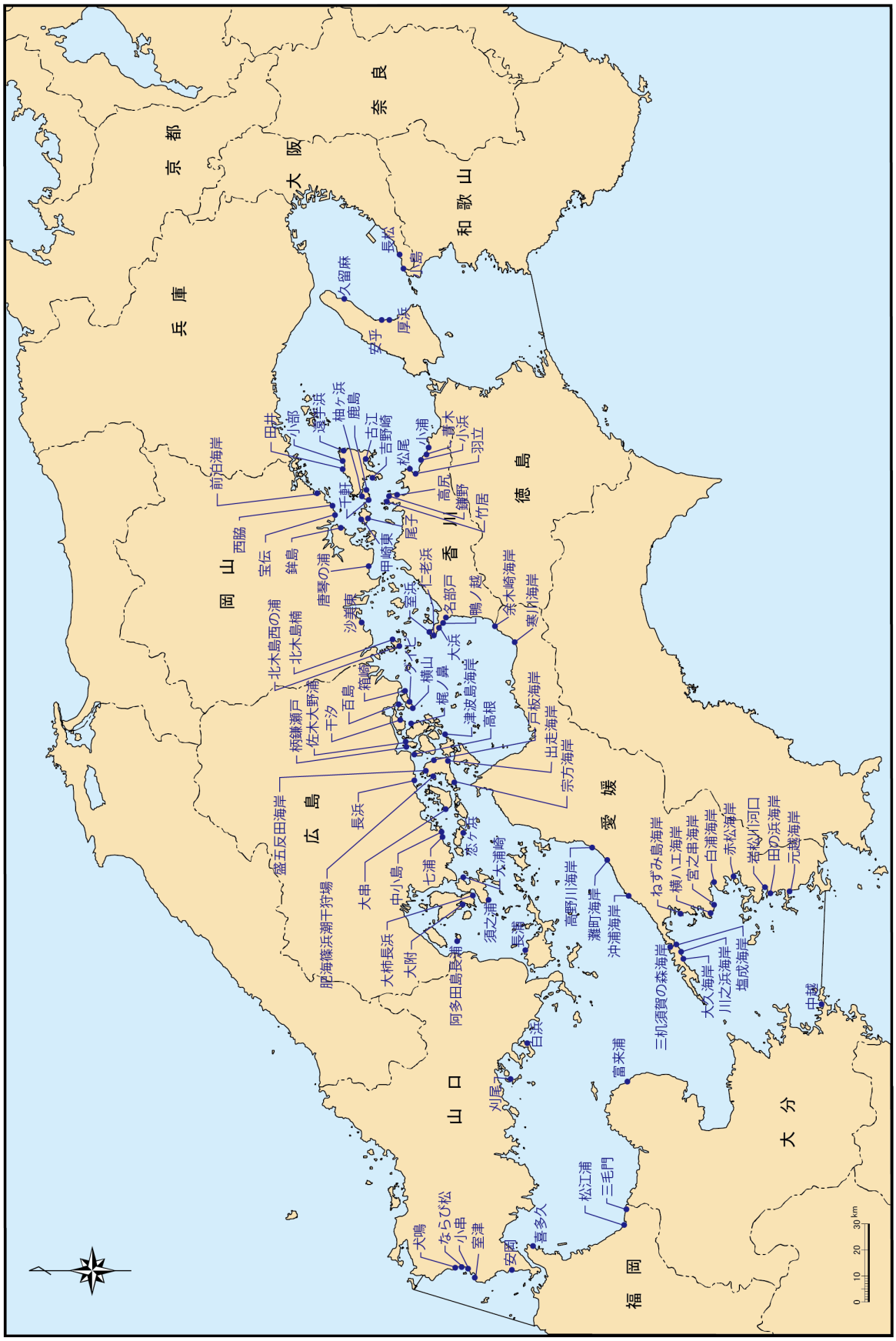

図 7−8 自然海浜保全地区位置図

出典：環境省調べ